

令和6年 第9回 宇都宮市教育委員会

付 議 事 件 表

令和6年6月25日

1 審議事項

| 議案番号 | 件 名 | 頁 | 会議公開 (予定) |
|--------|---------------------------------|---|--------------|
| 議案第22号 | 宇都宮市通学区域審議会規則の一部改正について | 1 | ○ |
| 議案第23号 | 宇都宮市社会教育委員の解職及び委嘱について | 2 | × |
| 議案第24号 | 宇都宮市生涯学習センター運営審議会委員の解職及び委嘱について | 3 | × |
| 議案第25号 | 宇都宮市視聴覚ライブラリー運営委員会委員の解職及び委嘱について | 4 | × |

2 報告事項

| 議案番号 | 件 名 | 頁 | 会議公開 (予定) |
|--------|----------------------------|----|--------------|
| 報告第30号 | 臨時代理の報告について | 5 | ○ |
| 報告第31号 | 令和6年6月議会一般質問の概要について | 6 | ○ |
| 報告第32号 | 教育行政相談の内容と対応について | 7 | × |
| 報告第33号 | 令和5年度就学援助の支給状況等について | 8 | ○ |
| 報告第34号 | 令和5年度児童虐待通告受付等の状況について | 9 | ○ |
| 報告第35号 | 宇都宮市部活動地域連携・移行推進協議会の設置について | 10 | ○ |

3 その他

| 番号 | 件 名 | 頁 | 会議公開 (予定) |
|-----|--|----|--------------|
| (1) | 第30回うつのみや百人一首市民大会，蓮生記念第11回全国競技かるた宇都宮大会の開催及び市民大会第30回記念事業「ちはやふる展」の開催について | 資料 | ○ |

議案第 22 号

宇都宮市通学区域審議会規則の一部改正

宇都宮市通学区域審議会規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 25 日提出

宇都宮市教育委員会

教育長 小堀 茂雄

宇都宮市通学区域審議会規則の一部を改正する規則

宇都宮市通学区域審議会規則（平成 13 年教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 3 委員は、当該諮問に係る事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第 3 条を削り、第 4 条を第 3 条とし、第 5 条を第 4 条とし、第 6 条を第 5 条とする。

第 6 条の 2 第 1 項中「第 5 条第 1 項」を「第 4 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「第 5 条第 2 項」を「第 4 条第 2 項」に改め、同条を第 6 条とする。

附 則

この規則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

（提案の理由）

委員の任期について、これまで 2 年としていたものを、必要な期間（諮問に係る事項の調査審議に要する期間）の任命とするものです。

宇都宮市通学区域審議会規則の一部改正について

1 改正の理由

通学区域見直しに係る基本的な考え方や大規模な通学区域の変更などの影響が大きい案件を取扱うものであるため、会議招集のない年度が多く生じていることから、これまで任期中の諮問予定の有無に関わらず委員を任命してきたものを、必要な期間（諮問に係る事項の調査審議に要する期間）の任命に変更しようとするもの

2 通学区域審議会の概要

(1) 目的

教育委員会の諮問に応じ、宇都宮市立小中学校の通学区域について必要な事項を調査審議し、答申を行う。

(2) 委員構成

委員15人(学識経験を有する者3名、関係団体の代表者8名、市議会議員4名)

(3) 任期

【改正前】2年（現在の任期：令和6年6月30日）

↓

【改正後】諮問に係る事項の調査審議に要する期間

3 施行期日

令和6年7月1日

[参考] これまでの諮問事項及び諮問・答申年月

| 諮問事項 | 諮問年月 | 答申年月 |
|-------------------------------|----------|----------|
| 通学区域見直しの基本的な考え方及び個別具体的な取組について | 平成14年1月 | 平成15年11月 |
| 合併に伴う旧町境の通学区域について | 平成20年3月 | 平成20年11月 |
| 国本中央小学校の飛地の通学区域について | 平成23年2月 | 平成23年10月 |
| 移転後の一条中の通学区域について | 平成24年7月 | 平成24年10月 |
| 駅東第3土地区画整理事業施行区域の通学区域見直しについて | 平成25年11月 | 平成26年10月 |
| テクノリスセンター地区における新設小学校の通学区域について | 平成28年7月 | 平成28年9月 |
| 平石中央小におけるLRTを利用した通学区域の弾力化について | 令和4年6月 | 令和4年7月 |

宇都宮市通学区域審議会規則の一部改正
新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>第1条 (省略)</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 審議会は、委員15人で組織する。</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 関係団体の代表者</p> <p>(3) 市議会議員</p> <p>(任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。</p> <p>2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> | <p>第1条 (省略)</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 同左</p> <p>2 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p><u>3 委員は、当該諮問に係る事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。</u></p> <p>(会長及び副会長)</p> <p><u>第3条</u> 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>(会議)</p> <p><u>第4条</u> 同左</p> |

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求めてその意見を聴くことができる。

(会議の特例)

第6条の2 第5条第1項の規定にかかわらず、会長は、災害の発生、感染症のまん延の防止その他の理由により、会議を招集することが困難な場合その他やむを得ない理由があると認めるときは、議事の概要を記載した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を審議会の各委員に回付し、賛否を問い、会議に代えることができる。

2 第5条第2項及び第3項並びに前条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第5条第2項中「会議」とあるのは「審議」と、「出席しなければ開くことができない」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答しなければ、成立しない」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答のあった委員」と、前条中「出席を求めてその意見を聴くこと」とあるのは「書面又は電磁的記録による意見を求めること」と読み替えるものとする。

第7条・第8条 (省略)

2 同左

3 同左

(関係人の出席)

第5条 同左

(会議の特例)

第6条 第4条第1項の規定にかかわらず、会長は、災害の発生、感染症のまん延の防止その他の理由により、会議を招集することが困難な場合その他やむを得ない理由があると認めるときは、議事の概要を記載した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を審議会の各委員に回付し、賛否を問い、会議に代えることができる。

2 第4条第2項及び第3項並びに前条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第4条第2項中「会議」とあるのは「審議」と、「出席しなければ開くことができない」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答しなければ、成立しない」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答のあった委員」と、前条中「出席を求めてその意見を聴くこと」とあるのは「書面又は電磁的記録による意見を求めること」と読み替えるものとする。

第7条・第8条 (省略)

宇都宮市通学区域審議会委員名簿

任期：令和4年7月1日～令和6年6月30日

| 区分 | No. | 氏名 | 役職名等 | 備考 |
|-------------|-----|--------|---------------------|----|
| 学識 経験者 | 1 | 渡邊 弘 | 作新学院大学 教授 | |
| | 2 | 石井 大一郎 | 宇都宮大学 准教授 | |
| | 3 | 長田 哲平 | 宇都宮大学 准教授 | |
| 関係団体 代表者 | 4 | 竹内 律 | 宇都宮市自治会連合会 会計 | |
| | 5 | 小林 紀夫 | 宇都宮市青少年育成市民会議 副会長 | |
| | 6 | 五十嵐 清江 | 宇都宮市子ども会連合会 常任理事・会計 | |
| | 7 | 中村 大介 | 宇都宮市PTA連合会 副会長 | |
| | 8 | 峯村 賢司 | 宇都宮市青少年指導員会 副会長 | |
| | 9 | 鈴木 肇子 | 宇都宮市スポーツ推進委員会 副会長 | |
| | 10 | 堀場 幸伸 | 宇都宮市小学校長会 会長 | |
| | 11 | 角田 好弘 | 宇都宮市中学校長会 会長 | |
| 市議会 議員 | 12 | 今野 哲也 | 宇都宮市議会議員 | |
| | 13 | 佐藤 孝明 | 宇都宮市議会議員 | |
| | 14 | 小倉 久美 | 宇都宮市議会議員 | |
| | 15 | 内藤 良弘 | 宇都宮市議会議員 | |

※ 「役職名等」は、任命時のもの

報告第30号

臨時代理の報告について

宇都宮市教育委員会の組織及び運営に関する規則第4条の2第1項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月25日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

1 臨時代理の理由

令和6年第2回宇都宮市議会に付議する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたため、異議がない旨回答することについて、緊急を要し、教育委員会の会議を招集する時間的な余裕がなかったため、臨時に代理したことから、この事項について報告するものである。

2 臨時代理した事項

- (1) 教育委員会に係る議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見の提出
 - ・宇都宮市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

3 意見提出

別紙のとおり

参照 宇都宮市教育委員会の組織及び運営に関する規則第4条の2



宮教企第180号
令和6年5月29日

宇都宮市長 佐藤栄一様

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀茂雄



教育委員会に係る議会の議決を経るべき事件の議案の作成について（回答）

令和6年5月28日付宮行第1128号により意見を求められた令和6年第2回市議会定例会に付議する予定の下記の議案については、異議ありません。

記

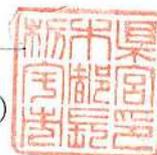
- 1 宇都宮市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正



宮行第1128号
令和6年5月28日

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀茂雄様

宇都宮市長 佐藤 栄
(行政経営部行政経営課扱)



教育委員会に係る議会の議決を経るべき事件の議案の作成について

令和6年第2回市議会定例会に付議する予定である下記の議案を作成するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 宇都宮市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

宇都宮市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

近年の災害応急作業等や被災地への派遣による支援の状況を踏まえ、国に準じ、災害応急作業等に係る特殊勤務手当の新設をしようとするもの

2 改正の内容

災害応急作業等手当の新設（第3条及び第17条関係）

(1) 対象業務

異常な自然現象等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある箇所又はその周辺において行う市長が定める業務

(2) 支給額

日額2, 160円を超えない範囲内で市長が定める額

【参考】対象業務の具体例及びその支給額

| 区分 | 具体的な業務 | 日額（※2） |
|-----------------------------------|-----------------------|----------|
| 市内の災害現場（※1）における業務 | 巡回監視 | 710円 |
| | 応急作業等 | 1,080円 |
| 市内で上記以外に市長が認める業務 | 住家被害認定調査、 避難所運営事務等 | 上限1,080円 |
| 災害対策本部が設置された他自治体の 区域に派遣されて行う業務 | 業務全般 | 上限1,080円 |

※1 災害が発生するおそれのある現場を含む。

※2 深夜の業務に従事した場合は上記の金額に100分の50を加算し、市長が著しく危険であると認める区域の業務に従事した場合は上記の金額に100分の100を加算した額

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、災害応急作業等手当に係る規定は、令和6年1月1日から適用する。

(2) 宇都宮市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

2の改正に伴い、引用条文の整理を行う。

議案第 号

宇都宮市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

宇都宮市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月7日提出

宇都宮市長 佐藤 栄一

宇都宮市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

宇都宮市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和40年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(14) 災害応急作業等手当

第21条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19条第1項ただし書中「第17条」を「第18条」に改め、同条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

（災害応急作業等手当）

第17条 災害応急作業等手当は、異常な自然現象等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある箇所又はその周辺において、市長が定める業務に従事した職員に対して支給する。

2 前項に規定する手当の額は、特別の事情がある場合を除き、勤務1日につき2,160円の範囲内で、市長が定める。

別表中「（第17条関係）」を「（第18条関係）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第14号及び第17条の規定は、令和6年1月1日から適用する。

（宇都宮市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 宇都宮市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第20条の表第18条の見出し及び第19条の項中「第18条」を「第19条」に、

「第19条」を「第20条」に改め、同表第18条の項中「第18条」を「第19条」に改める。

第24条の表第18条の見出し及び第19条の項中「第18条」を「第19条」に、「第19条」を「第20条」に改め、同表第18条の項中「第18条」を「第19条」に改める。

(提案の理由)

近年の災害応急作業等や被災地への派遣による支援の状況を踏まえ、国に準じ、災害応急作業等に係る特殊勤務手当の新設をしようとするものであります。 (人事課)

報告第31号

令和6年6月議会一般質問の概要について

令和6年6月議会一般質問の概要について、次のように報告する。

令和6年6月25日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

記

1 質問件数と項目

| 課名 | 件数 | 項目 |
|-------|----|---|
| 教育企画課 | 1 | ○小学校の統廃合，義務教育学校について |
| 学校管理課 | 1 | ○学校応援基金について |
| 学校教育課 | 5 | ○宮っこを守り・育てる都市宣言の具現化について ・子どもの意見表明権について ○教育行政について ・小学1年生を補助する教職員の増員について ○学校教育について ・教育と働き方改革の両立について ○学校教育について ・人間力を育む教育について ○確かな学力と心豊かな教育について |
| 学校健康課 | 4 | ○防災の取組について ・防災備蓄品について ○部活動の地域移行について ○農業活性化と学校給食について ・給食費の無償化について ・有機農業の活性化を目的とした学校給食における有機食材の利用拡大について ○学校給食の黙食について |
| 生涯学習課 | 3 | ○地域住民が本に親しむ環境づくりについて ・中央図書館における子どもの読書スペース拡充などについて ○教育行政について ・子どもを性犯罪から守る取組について ○教育行政について ・うつのみやこども賞40周年記念事業について |

| | | |
|--------|----|--|
| 教育センター | 3 | ○教育行政について <ul style="list-style-type: none"> ・AYA世代のがん患者への教育支援について ○不登校対策について ○学校教育について <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルサポーターの勤務の拡充について ・スクールカウンセラーの勤務の拡充について |
| 合 計 | 17 | |

令和6年6月議会一般質問の概要

()内は共管課

| 議員 | 質問要旨 | 答弁要旨 | 担当課 |
|-------------------------------|--|---|---------------------------|
| <p>6月14日 小林 紀夫 議員</p> | <p>4 小学校の統廃合、義務教育学校について</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの成長を考えると、クラス替えができる程度の児童数の確保は必要であり、小学校の統廃合に係る検討や、そのための通学区域の大幅な変更や通学専用バスの導入・確保が必要と考えるが見解を伺う。 中学校を含めた義務教育学校についても、検討を進めることも重要であると考えているが見解を伺う。 | <ul style="list-style-type: none"> 現在、本市においては、小規模校が一定数あるものの、全市的に複式学級が発生している状況になく、小学校の統廃合を行うことは、現時点では考えていないが、今後、少子化により将来的に子どもたちの学習環境の維持に支障をきたす場合には、小学校の統廃合やそれに伴う通学専用バスの導入等について検討していく必要があると考えている。 義務教育学校については、小学校と中学校の統合の際には、有効な手法の1つであると考えている。現在、事例収集に加え、その教育的効果や地域への影響等について分析を進めており、今後とも、児童生徒数の推移等を注視しながら、将来を見据えた本市小中学校のあり方について検討していく。 <p>(教育長)</p> | <p>教育企画課</p> |
| <p>6月14日 中塚 英範 議員</p> | <p>3 宮っこを守り・育てる都市宣言について (2) 子どもの意見表明権について</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校における「子どもの権利の周知啓発」と「意見聴取の強化」についてどのように取り組んでいくのか伺う。 | <ul style="list-style-type: none"> 各小中学校において、子どもの人権について社会科の授業を中心に指導を行っており、人権教育研修会においても、「子どもの権利条約」等について教員の更なる理解促進を図ったところである。 よりよい学校生活の実現に向け、校則の見直しなどについて、より多くの児童生徒から意見を聴くことができるようアンケートを実施するなど、今後も、意見聴取の機会の充実に努めていく。 <p>(子ども部長)</p> | <p>子ども政策課 (学校教育課)</p> |

| | | | |
|-------------------------------|--|--|--------------|
| <p>6月14日 岩井 潤子 議員</p> | <p>4 地域住民が本に親しむ環境づくりについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央図書館において、自ら学ぶ読書活動を通じて課題を主体的に解決する能力を高める役割が期待される中、子どもの読書スペースの拡充や中高生のための更なる学習スペースの確保、飲食コーナーの設置等が望まれると考えるが、見解を伺う。 | <ul style="list-style-type: none"> 中央図書館については、施設の老朽化が進行しており、今後、抜本的な対策を検討する必要があると認識しているが、当面は、既存施設の限られたスペースを最大限に活用し、市民が本に親しむ環境づくりに取り組むことが重要である。 こうしたことから、2階の児童図書室では、季節や催事に合わせた書棚づくりなど、子どもが本を手に取りやすい環境づくりに取り組んでおり、中高生の学習にも使用される閲覧室では、座席の事前予約制の導入による利用状況の「見える化」や、学習に集中できる座席配置の見直しを実施し、利用者から好評を得ている。 今後は、市民ニーズを的確に捉えながら、引き続き、読書や学習のためのスペースの確保・充実を図るとともに、コロナ禍により休止していた飲食スペースについても、再開に向け検討するなど、より一層の利用環境の向上に努めていく。 <p>(教育次長)</p> | <p>生涯学習課</p> |
|-------------------------------|--|--|--------------|

| | | | |
|-------------------------------|--|---|------------------|
| <p>6月17日 山崎 昌子 議員</p> | <p>8 学校応援基金について</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の教育支援や地域参加活動等に活用されている「学校応援基金」の存在は、広く知られていないため、児童生徒の健全育成に賛同する方の寄附に繋がるよう、市ホームページや広報紙で広報してはどうかと考えるが、見解を伺う。 | <ul style="list-style-type: none"> 本市では、学校を特定した寄附金を積み立てる「学校応援基金」を制度化しており、「魅力ある学校づくり地域協議会」が運営している。 基金は小学校54校、中学校19校に設立され、各学校や地域の実情に応じて、幅広く活用されている。 また、新たな基金設立の際には、本市から手続きや留意事項の説明などの支援も行っている。 しかし、基金が地域に十分認知されることが難しいとの声も一部ある中、特色ある学校づくりに賛同する方々を、着実に本制度につなげることが重要であると認識していることから、市ホームページや広報紙、「教育委員会だより」などで、地域協議会の活動内容などと共に、広く周知を図っていく。 今後とも、基金の周知をはじめ、地域協議会の活動をより一層支援し、地域の教育力を生かした学校づくりを推進していく。 (教育次長) | <p>学 校 管 理 課</p> |
|-------------------------------|--|---|------------------|

| | | | |
|--------------------------------|--|--|--------------------------|
| <p>6月17日 大久保 順也 議員</p> | <p>5 防災の取組について (2) 防災備蓄品について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄食料を給食に利用することで、子どもたちが実際に食べることができ、災害時でも安心して食事ができることや、フードロス削減の取組も知ってもらえることができると考えるが、見解を伺う。 <p>(再質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄食料を学校で家庭へ配付し、食べてもらうことを教育の一環として検討できないか、伺う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の学校給食は、児童生徒の適切な栄養の摂取を大原則とし、おいしい給食を食べながら、食文化や地産地消について理解を深めることも、重要な目的であること、また、備蓄食料の多くが一食分に個別包装されており、調理工程上の課題があることなどから、給食で活用することは、難しいものと考えている。 ・ 今後とも、地域や関係団体と連携し、更新期限を迎える備蓄食料を有効活用することで、児童、生徒をはじめ、市民一人ひとりの更なる防災意識の高揚に取り組んでいく。 (行政経営部長) ・ 全校ではないが、消費期限が近いものは、地域の防災フェアなどに参加した子どもに、家庭に持ち帰ってもらっている。給食での活用は難しいが、家庭への配付は引き続き実施していく。 (教育次長) | <p>危機管理課 (学校健康課)</p> |
|--------------------------------|--|--|--------------------------|

| | | | |
|-------------------------------|--|---|---------------|
| <p>6月17日 小倉 久美 議員</p> | <p>9 教育行政について (1) AYA世代のがん患者への教育支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ AYA世代のがん患者が精神的苦痛を感じないように、小・中学校において、どのような取組ができるのか見解を伺う。 ・ AYA世代のがん患者に対して、義務教育における学びの機会を保障してほしいと考えるが見解を伺う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員やスクールカウンセラーが、心理的ケアを行うことで、退院後も安心して学校生活を送れるよう支援するとともに、健康教育や人権教育を行うことにより、がんなどの生活習慣病について理解を深め、相手の立場を考え、思いやりの心を持つことができるよう理解促進に努めている。 ・ 病気療養児の意向や体調、治療の状況に応じて、ICT等を活用した授業配信や、担任が自宅へ訪問して学習の進め方を伝えるなど、教育機会の確保や学習意欲の維持・向上、不安感の解消につながる支援に取り組んでいる。 ・ 今後とも、児童生徒への理解啓発を進めるとともに、AYA世代のがん患者を含む病気療養児の悩みや不安に寄り添いながら、きめ細かな支援の充実に努めていく。 <p>(教育長)</p> | <p>教育センター</p> |
|-------------------------------|--|---|---------------|

| | | | |
|-------------------------------|---|--|------------------|
| <p>6月17日 小倉 久美 議員</p> | <p>9 教育行政について (2) 小学1年生を補助する教職員の増員について</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校に入学したばかりの児童が学校生活になかなかなじめず、静かに授業を受けられなかったり、集団行動が取れなかったりする状態が続くことが教育現場で課題となっており、今後、1年生の学年に関して、補助教職員を増員することを検討すべきと考えるが見解を伺う。 | <ul style="list-style-type: none"> 小学校1年生が初めての学校生活を円滑に送れるようにするためには、学級の状況に応じて、児童一人一人に対して、丁寧に指導することが必要であると考えている。 各学校においては、学級担任以外の教職員が、クラスに入って1年生の学習や生活における支援を行うなど、環境の変化に対応できるよう学校全体で取り組んでいる。 本市においては、市独自に配置した約600名の会計年度任用職員を有効に活用することにより、いわゆる「小1の壁」を乗り越えることが困難な1年生をはじめ、配慮を必要とする児童への対応の充実を図るとともに、児童の人数が多い低学年の学級については、県会計年度任用職員を配置し、学級担任の負担軽減に効果を上げている。 今後とも、学級担任のさらなる負担軽減を図るとともに、児童一人一人にきめ細かな指導を行うため、市会計年度任用職員の効果的な活用を推進するほか、県会計年度任用職員の増員について、県教育委員会に働きかけていく。 (教育長) | <p>学 校 教 育 課</p> |
|-------------------------------|---|--|------------------|

| | | | |
|--------------------------------|---|--|--------------------------|
| <p>6月18日 岡本 源二郎 議員</p> | <p>7 部活動の地域移行について</p> <ul style="list-style-type: none"> 部活動の地域移行については、市が積極的かつ、円滑な移行を推進する必要があると考えるが、市として「とちぎ部活動移行プラン」に掲げる目標の実現に向けて今後どのように取り組んでいくのか伺う。 | <ul style="list-style-type: none"> 今後の取組については、本年7月に、学識経験者や関係者等による協議会を設置し、地域連携・移行に向けた方針の策定や課題対応策の検討を進めていく。 また、「部活動地域移行コーディネーター」を本年度から配置し、市内25中学校の部活動を対象として、ヒアリングを実施している。現在のところ、生徒や指導者、地域クラブ活動の受け皿となる団体の数など、学校や地域の実情が大きく異なることを把握したところである。 こうしたことから、事業実施上の諸課題に対し、地域の実情に応じた対応策を検討するとともに、急激な環境の変化とならないよう、生徒・保護者・地域に丁寧に説明しながら、条件が整った学校・部活動から地域連携・移行に取り組んでいく。 <p>(教育長)</p> | <p>学校健康課 (学校教育課)</p> |
|--------------------------------|---|--|--------------------------|

6月18日
横須賀 咲紀
議員

6 不登校対策について

- ・ 不登校児童生徒にとっての多様な学びの機会を確保するために、学びの多様化学校の設置を進めるべきと考えるが、本市における今後の取組について伺う。
- ・ 校内教育支援センターの取組を一層拡充することが望ましいと考えるが、今後の取組を伺う。
- ・ 民間への業務委託を行い、多様な方に教育に携わっていただくことが重要であると考え、見解を伺う。

- ・ 本市では、小・中学校にそれぞれ1つずつ不登校支援を専門的に行う「相談学級」と、「U@りんくす」、「まちかどの学校」などの適応支援教室を設置し、「学びの多様化学校」と同様の支援を行っている。
- ・ 今後も、引き続き、本市の有する不登校児童生徒の多様な学びの場の充実に努めていく。
- ・ 本市では、別室での取組をより一層充実させるため、今年度、教職員向けに、「別室登校支援の充実に向けたガイドライン」を発行し、多様な支援人材の確保、別室の環境整備、個々のペースで活動を進めるための工夫などについて発信し、全ての児童生徒が安心できる居場所づくりに取り組んでいる。
- ・ 全ての中学校に配置しているメンタルサポーターのうち、モデル校5校の勤務日数を週3日から週5日に拡充し、同一の職員が継続的に関わることで、生徒の安心感や自信の回復にどのような効果が見られるか、検証を行っていく。
- ・ 本市の小・中学校では、教職員に加え、メンタルサポーターやスクールカウンセラー、学生ボランティアや地域ボランティアなどの様々な人材を活用することで、教室で過ごすことに不安を感じている児童生徒への対応を行い、不登校児童生徒一人一人の状況に応じた支援を行うなど、不登校の未然防止や改善に効果を上げている。
- ・ 今後、民間への業務委託は考えていないが、引き続き、校内外の多様な人材を活用しながら、適切な支援が行えるよう、より一層、きめ細かな支援の充実に努めていく。

(教育長)

教育センター

| | | | |
|--------------------------------|---|---|------------------|
| <p>6月18日 小室 かな子 議員</p> | <p>1 農業活性化と学校給食について</p> <ul style="list-style-type: none"> 給食費の負担を軽くするための自治体独自の取り組みが急拡大しているが、本市における給食費無償化への見通しを伺う。 有機農業活性化を目的として、学校給食に有機食材の利用を拡大すべきと考えるが、見解を伺う。 <p>(再質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校給食に有機食材を取り入れることが、安定的な販路の拡大につながるとともに、高価でも安全な食材を給食に取り入れたいと思う保護者もいることから、有機食材も積極的に取り入れてほしいと考えるが、見解を伺う。 | <ul style="list-style-type: none"> 給食費の保護者負担軽減策や恒久的な無償化については、国の責任において、必要な財政措置を講じるよう、国に要望している中、国においては自治体における給食費の無償化の実情を取りまとめた調査結果を公表したところであり、今後は無償化に係る課題の整理を行うとしていることから、これらの動向を注視するとともに、必要に応じて対応を検討していく。 本市においては、児童生徒が生産・流通等に携わる人たちへの感謝の気持ちや地域の農産物などに対する理解を深められるよう、地域の食材を優先的に使用したおいしい給食を提供することにより、地産地消の推進に取り組んでいる。 本市の学校給食で使用している食材は、生産・流通の各段階において、国・県や生産者団体等により残留農薬検査が行われており、十分に安全が確保されているものと考えことから、地場農産物を優先的に使用する中で、有機食材も含めて栽培方法による区別はせず、食材の収穫量や価格を考慮しながら選定をしているところである。 今後とも地産地消を推進するとともに、児童生徒が、食に関する正しい知識や地域の自然・農業等への理解を深めることができるよう、学校給食を通じた食育の推進に取り組んでいく。 (教育次長) 学校給食において、実際に有機食材を使用している学校もあるが、まずは地産地消を推進するよう、地元の野菜を優先的に使うこととしており、有機食材も含めて、栽培方法を区別せずに安全性を確保しながら収穫量や価格を考慮し、食材を選定しているところである。 (教育次長) | <p>学 校 健 康 課</p> |
|--------------------------------|---|---|------------------|

| | | | |
|--------------------------------|---|--|---------------|
| <p>6月18日 小室 かな子 議員</p> | <p>2 学校教育について</p> <ul style="list-style-type: none"> 別室登校において、入れ替わりの教職員などではなく、授業時間中は、常駐する人員を配置することが望ましいと考えるが、今後、メンタルサポーターの勤務時間や勤務日数の拡充についてどのような形を目指していくか、見解を伺う。 不登校予防の観点からはスクールカウンセラーの積極的な関わりが大切であり、そのためには週数回の勤務にするべきだと考えるが、見解を伺う。 <p>(再質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> 別室登校では、空き時間の教職員などが、入れ替わりで対応していると伺ったが、対応できる教職員がいなければ児童生徒の居場所がない状況になってしまう点についての見解を伺う。 | <ul style="list-style-type: none"> 本市では、別室で同一職員が継続的に関わることにより、生徒の安心感や自信の回復にどのような効果が見られるか検証するため、中学校5校をモデル校に指定し、メンタルサポーターの勤務日数を週3日から週5日に拡充して支援を行っている。 今後は、モデル校で別室利用の頻度や滞在時間など、別室に通う生徒の状況を分析し、メンタルサポーターが週5日勤務することや、勤務時間拡充の必要性について検討していく。 本市では、県費スクールカウンセラーを全25地域学校園に1名ずつ、市独自に6名のスクールカウンセラーを大規模地域学校園の小学校に配置しており、相談が多い場合には、地域学校園内で調整を図るなど、相談が円滑に行われるよう対応している。 スクールカウンセラーが児童生徒に対して、「SOSの出し方」や「ストレスとの付き合い方」の講話を行ったり、小学校6年生の中学校進学への不安を解消するための相談を行ったりするなど、不登校の未然防止に努めている。 今後も、全ての児童生徒が安心して過ごせるよう、現在配置されているスクールカウンセラーを有効に活用し、教育相談体制の充実に向けて取り組んでいく。 <p style="text-align: right;">(教育長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的に児童生徒が1人で活動することは安全面から望ましくない。担当の教職員が常時いることが望ましいが、時には教職員が学習の様子を確認しながら、1人で活動する時間もあるのが現状である。 | <p>教育センター</p> |
|--------------------------------|---|--|---------------|

| | | | |
|-------------------------------|--|--|------------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> 現在、モデル校事業として、メンタルサポーターの勤務日数を週3日から週5日に拡充し、検証していると聞いているが、別室対応専用の教職員として、配置が考えられるのはメンタルサポーターだけか見解を伺う。 | <ul style="list-style-type: none"> 各学校により不登校児童生徒数は異なり、数が多い場合には、メンタルサポーターだけでは対応しきれない場合がある。そのため、養護教諭が保健室で対応するなど、学校の実情に応じて対応している。 <p>(教育長)</p> | |
| <p>6月18日 篠崎 圭一 議員</p> | <p>7 学校教育について (1) 教育と働き方改革の両立について</p> <ul style="list-style-type: none"> 時間短縮のために昼休みや給食の時間を短縮している学校がある、また、行事をより簡単な内容へ変更しているとの話も伝え聞いているが、現在、このような本来の働き方改革の目的に合っていない時短はあるのか伺う。 子ども達の応援に自主的に行く、人間力を育むために有効な行事は少々負担があっても続ける、このような事柄は、働き方改革の時短とは別に考えるべきと思うが、見解を伺う。 勘違いや心配を管理職にさせないため、何らかの指針を示し、管理職が目的に沿った働き方改革を目指し学校運営が行えるようにする必要があると考えるが、見解を伺う。 | <ul style="list-style-type: none"> 「時間短縮の取組」については、各学校において地域や学校の実態に応じ、児童生徒に必要な時間を確保しながら日課表の工夫や行事の見直しなどを行うことにより、教職員が授業準備や教材研究などを行う時間を確保し、授業の質の向上はもとより、児童生徒と向き合う時間を創出しているところであり、給食や昼休みなどについては、各学校において、児童生徒の活動に必要な時間を十分に考えた上で、適切に設定しているものと認識している。 「人間力を育むために有効な行事の継続」については、学校が行う行事のうち、児童生徒の資質・能力の育成に真に必要なものは、ねらいを達成できるよう工夫して実施している。なお、教職員が子どもたちの活躍を応援するため、地域行事などに参加することについては、教職員の自主的な判断により行われるべきものであると考えている。 「管理職への指針の提示」については、本市では、「学校における働き方改革アクションプラン」に基づき取組を推進しているところであり、学校における働き方改革の本来の意義について校長会議や研修等を通して改めて、管理職に周知徹底を図っていく。 学校における働き方改革については、市教育 | <p>学 校 教 育 課</p> |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | <p>(再質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昼休みや給食の時間を短縮している学校があると聞いており、子どもたちに聞くと「給食の時間は忙しい。」「楽しくない。」などの声も聞く。学校によって設定するのではなく、市教委で時短について一定の指針を示す必要があると考えるがどうか。 <p>(再質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関連で管理職の負担が増大しており、特に副校長の負担が大きすぎる。管理職になりたくない教員が多いと聞くが、こういった現状についてどう考えているか。 | <p>委員会や学校はもとより、保護者や地域と一体となって取り組んでいく必要があることから、現在、保護者や地域の皆様に、学校の取組について理解を深めてもらえるような方策を検討している。</p> <p>(教育長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給食や昼休みなどについては、各学校において、児童生徒の活動に必要な時間を十分に考えた上で、適切に設定しているものと認識している。働き方改革により児童生徒の活動が制限されるようなことはあってはならず、万が一、そのような学校があった場合には、校長会議において、議会の内容についても報告しているところであり、改めて周知していく。 <p>(教育長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理職のなり手不足は全国的な傾向であるが、本市では、教員が若手の頃から管理職候補としての研修等を実施しているところであり、今後も、市教育委員会として留意していく。 <p>(教育長)</p> | |
|--|--|--|--|

| | | | |
|-------------------------------|---|---|------------------|
| <p>6月18日 篠崎 圭一 議員</p> | <p>7 学校教育について (2) 人間力を育む教育について</p> <ul style="list-style-type: none"> 宇都宮市が令和6年2月に制定した「宮っこを守り・育てる都市宣言」では「人間力」を入れ込んでおり、宣言の開設における宮っこたちへの呼びかけの中で「自らを律しつつ、人に優しくできるよう、人との触れ合いを通して、人間力を高める」とある。この内容を大変重要であると認識しているが、どのように学校教育に反映させるのか伺う。 | <ul style="list-style-type: none"> 本市においては「冒険活動教室」や「宮っ子チャレンジウィーク」など、人や自然、社会とのかかわりを通じた体験活動を推進しているとともに、各学校は、総合的な学習の時間などにおいて、福祉施設との交流や地域でのボランティア活動など、様々な人と触れ合う学習活動の充実を図るとともに、学んだことを振り返り、将来の生き方について考えを深める機会の創出に努めており、これらの教育活動は、「人間力」の育成につながるものと考えている。 今後とも、児童生徒の豊かな体験活動を推進するとともに、「宮っ子『夢』教室」や「SDGs宮っ子まちづくりプロジェクト」などの新たな取組を展開し、自らの夢の実現への志をもち、他者と協働して困難を乗り越えることができる、高い「人間力」を備えた宮っ子を育てていく。 <p>(教育長)</p> | <p>学 校 教 育 課</p> |
|-------------------------------|---|---|------------------|

| | | | |
|-------------------------------|---|---|--------------|
| <p>6月19日 若林 芽育 議員</p> | <p>8 教育行政について (1) 子どもを性犯罪から守る取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の児童や保護者の皆さんに安心して子どもの家を利用してもらうため、「日本版DBS」の早期の導入検討や、本市独自の対策を講じるべきと考えるが、市としてどのように取り組んでいくのか見解を伺う。 <p>(再質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに採用する方だけでなく、今働いている方への倫理意識醸成も必要と考えるが、実施予定の研修の内容はどのようなのか。 | <ul style="list-style-type: none"> 子どもの健やかな成長を妨げる性犯罪は決して許されるものではなく、性犯罪等を防止するための取組は必要不可欠なものと認識している。 子どもの家で勤務する支援員等の採用時には、指定管理者において、履歴書などで犯罪歴等を確認するとともに、意見箱の設置や通報体制の整備などにより、性犯罪等の早期発見が可能な体制の構築に取り組んできた。 日本版DBS関連法案については、国会で審議中であり、詳細な条件等が国から示されていない状況だが、制度の運用開始時には、子どもの家での運用が速やかに開始できるよう、国の動向を注視するとともに、指定管理者と情報の共有を図りながら、適切に対応していく。 また、本市独自の取組として、支援員等の高い倫理意識の醸成、こどもの権利の擁護・尊重に繋がる支援員向けの資質向上研修を新たに実施するなど、利用児童や保護者が安心して子どもの家を利用できる環境づくりに努めていく。 <p>(教育次長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修の内容として、こどもの権利を尊重する保育に関する研修を実施している団体に依頼をし、そのプログラムの中で、性犯罪等は決して許されるものではないという内容を盛り込んでいく。 <p>(教育次長)</p> | <p>生涯学習課</p> |
|-------------------------------|---|---|--------------|

| | | | |
|-------------------------------|--|--|--------------|
| <p>6月19日 若林 芽育 議員</p> | <p>8 教育行政について (2) うつのみやこども賞40周年記念事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもたち自身が協議して選んだ児童文学作品に贈る賞である「うつのみやこども賞」の40周年記念事業を成功させるために、どのような取組を進めているのか、進捗状況や内容について伺う。 | <ul style="list-style-type: none"> 「うつのみやこども賞」は本年3月に、40回目の受賞作品が決定したところであり、全国でもめずらしく、先駆的な取組を市内外に広く周知し、更なる読書活動の推進を図るため、節目にふさわしい魅力ある記念事業の実施について検討している。 記念式典については、子どもたちなど多くの方に来場してもらい「うつのみやこども賞」のすばらしさを知ってもらうため、令和7年1月26日(日)に宇都宮ライトキューブにおいて、開催することとしたところであり、受賞作家の表彰式や講演会に加え、子どもの認知度が高い作家を招へいし来場者が楽しめる企画を実施する予定である。 また、40年続いてきた事業の歴史を継承するため、歴代受賞作品の紹介や作家からの寄稿などを掲載した記念誌を作成、配布するほか、記念式典開催までの機運醸成を図るため、市内小中学校などの公共施設や、市内書店と連携したパネル展の開催などを検討している。 今後は、40周年にふさわしいより魅力ある事業となるよう、子どもたちの意見を聞きながら事業内容の検討を進めていく。 <p>(教育次長)</p> | <p>生涯学習課</p> |
|-------------------------------|--|--|--------------|

| | | | |
|-------------------------------|---|---|------------------|
| <p>6月19日 河田 敦史 議員</p> | <p>2 学校給食の黙食について</p> <ul style="list-style-type: none"> 現時点での黙食の実施状況について、具体的な数字を含めて伺う。 生徒の命を守るという点からも、教育委員会が主導して、全校でグループ給食を再開すべきと考えるが、見解を伺う。 | <ul style="list-style-type: none"> 本市の学校給食では、令和5年4月の文部科学省の通知において、黙食は必要ないこと、地域や学校において感染が流行している場合には、活動場面に応じて、措置を一時的に講じることが考えられると示されたことを踏まえ、本市においては、令和5年5月に、児童生徒の座席をグループなどの対面で配置するなど、コロナ禍以前の対応に戻すことを通知した。 全小・中学校を対象に「学校給食に係るアンケート」を実施した結果、黙食を実施している学校はゼロであることを確認した。 給食をグループで食べることは、友達や教職員との会話を楽しみながら、よりよい人間関係の形成を図るとともに、会食のマナー等の社会性を身に付けることができるなど、食育を推進するための効果的な場であると考えている。 「学校給食に係るアンケート」の結果では、グループ会食を実施している学校と、全員が一定の方向を向いて食べている学校が混在しており、児童生徒の座席の配置については、各学校が校内の感染状況や新入生の学校生活の状況等を踏まえながら、実情に応じて対応していることを改めて確認した。 このようなことから、本市としては、グループなどの対面での会食を基本とすることを引き続き全校に周知していくとともに、感染症の流行状況等にも配慮しながら、児童生徒が給食の時間を楽しく安全に過ごすことができる環境づくりに努めていく。 <p style="text-align: right;">(教育長)</p> | <p>学 校 健 康 課</p> |
|-------------------------------|---|---|------------------|

| | | | |
|-------------------------------|---|--|------------------|
| <p>6月19日 今野 哲也 議員</p> | <p>8 確かな学力と心豊かな教育について</p> <ul style="list-style-type: none"> 今年度、本市の学力向上の取組のうち、特に注力すべき点について見解を伺う。 <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちには、たくさんの経験を重ねて、心豊かな人になって欲しいと考えており、学校を中心に、先生、保護者、地域が、「子どもの間違いは大目に見て」、「失敗も笑って見守って」欲しいと願うが、学校現場では、「心豊かな教育」をどのように進めていくのか伺う。 | <ul style="list-style-type: none"> 今年度は、学校と教育委員会による研究チームを編成し、児童生徒が自ら課題を発見し、解決していく授業づくりの研究・提案を行うとともに、1人1台端末を活用し、児童生徒がそれぞれの意見や学習成果を共有することで考えを広げ深めることができるよう、本市が独自に導入している協働学習支援ツールのさらなる活用を促進していく。 新たに、中学校第2学年の全生徒を対象に英語能力診断を実施し、客観的な判定結果に基づくきめ細かな指導支援を行うことにより、生徒一人一人の学習意欲を高めていく。 今後とも、確かな学力を育む教育を推進し、学校と教育委員会が一体となって児童生徒一人一人の学力向上に努めていく。 本市においては、「宮っ子心の教育」を推進し、日頃から児童生徒一人一人のよさや努力の積み重ねを認め励ます指導に取り組んでいるとともに、各学校においては、農業体験や地域未来会議、清掃ボランティア活動など、地域との連携を図りながら、様々な体験活動を実施することにより、豊かな心の育成を図っている。 今後とも、これまでの取組を着実に推進するとともに、保護者に対しても児童生徒一人一人を認め励ますことの大切さについて伝えるなど、学校、家庭、地域が一体となって心豊かな宮っ子を育てていく。 <p style="text-align: right;">(教育長)</p> | <p>学 校 教 育 課</p> |
|-------------------------------|---|--|------------------|

報告第33号

令和5年度就学援助の支給状況等について

令和5年度の就学援助の支給状況等について、次のように報告する。

令和6年6月25日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

令和5年度就学援助の支給状況等について

◎ 趣旨

令和5年度の就学援助の支給状況等について報告するもの

1 認定状況

- ・ 認定者は3,719人、認定率は9.53%で、前年度と比較し認定者は138人の減、認定率は過去5年間、9%台後半で推移しており、ほぼ横ばいの状況である。
- ・ 認定者の家庭状況については、ひとり親家庭が多く、全体の約7割(R5:71.8%)を占めている。

(令和6年3月31日現在)

| | | 令和4年度 | 令和5年度 | 対前年度比 |
|--------------------|-----|--------|--------|---------------|
| 認定者数 | | 3,857人 | 3,719人 | ▲138人 |
| 要保護 ^{※1} | 小学校 | 194人 | 182人 | ▲12人 |
| | 中学校 | 144人 | 126人 | ▲18人 |
| 準要保護 ^{※1} | 小学校 | 2,168人 | 2,103人 | ▲65人 |
| | 中学校 | 1,351人 | 1,308人 | ▲43人 |
| 認定率 ^{※2} | | 9.76% | 9.53% | ▲0.23 ポイント |

※1：要保護＝生活保護受給世帯

準要保護＝要保護に準ずる程度に困窮している世帯

※2：認定率＝全児童生徒に占める認定者の割合

2 支給状況

- ・ 児童生徒数が減少していることなどに伴い就学援助の支給人数が減少
- ・ 令和5年度において、国の臨時交付金を活用した学校給食等支援事業を実施し、保護者が負担する給食費の一部が減額となったことに伴い就学援助の支給額が減額

| | | 令和4年度 | 令和5年度 | 対前年度比 |
|--------------------|-----|-----------|-----------|-----------|
| 支給人数 ^{※3} | | 3,675人 | 3,477人 | ▲198人 |
| 小学校 | 小学校 | 2,227人 | 2,143人 | ▲84人 |
| | 中学校 | 1,448人 | 1,334人 | ▲114人 |
| 支給金額 | | 379,306千円 | 357,450千円 | ▲21,856千円 |
| 小学校 | 小学校 | 179,888千円 | 167,013千円 | ▲12,875千円 |
| | 中学校 | 199,418千円 | 190,437千円 | ▲8,981千円 |

※3：支給人数＝認定者のうち実際に就学援助を支給した人数

3 令和5年度からの主な取組

中学生の支給費目のうち「新入学学用品費等」を増額

R4：60,000円 ⇒ R5：63,000円

※国の「要保護児童生徒援助費補助金」の交付要綱などに準じて設定

4 今年度の新たな取組

小学生の支給費目のうち「新入学学用品費等」を増額

R5：54,060円 ⇒ R6：57,060円

※国の「要保護児童生徒援助費補助金」の交付要綱などに準じて設定

【参考1】主な認定基準（準要保護）

- ・ 世帯全員の所得（前年中）が基準以下（生活保護基準の1.3倍未満）
- ・ 生活保護の停止または廃止
- ・ 市民税が非課税または減免
- ・ 児童扶養手当を受給
- ・ 病気、災害などの事情により収入が著しく減少

【参考2】支給費目と内容

| | 要保護 | 準要保護 | 令和6年度の支給内容（年額） | | |
|------------|-----|------|----------------------|-------------|---|
| | | | 小学校 | 中学校 | 備考 |
| 学校給食費 | | ○ | 実費 | | |
| 学用品通学用品費 | | ○ | 1年 11,630円 | 1年 22,730円 | 認定月日によって月割り |
| | | | 2年～ 13,900円 | 2年～ 25,000円 | |
| 入学準備金 | | ○ | 就学前 57,060円 | 6年 63,000円 | 宇都宮市内の公立中学校に入学する6年生に限ります。 |
| 新入学学用品費等 | | ○ | 1年 57,060円 | 1年 63,000円 | 入学準備金を受け取っていない、4月認定の1年生に限ります。 |
| PTA・児童生徒会費 | | ○ | 3,600円 | 6,000円 | 認定月日によって月割り |
| クラブ活動費 | | ○ | | 11,000円 | 認定月日によって月割り |
| 校外活動費 | | ○ | 実費（宿泊有・宿泊無 各1回分まで） | | |
| 修学旅行費 | ○ | ○ | 実費（1回分のみ） | | |
| 通学費 | | ○ | 実費 | | 通学距離等の要件あり |
| 卒業アルバム代等 | | ○ | 6年 11,000円 | 3年 8,800円 | |
| オンライン学習通信費 | | ○ | 市が貸し出すモバイルルータの通信費相当額 | | モバイルルータを貸し出します。 |
| 医療援助費 | ○ | | 自己負担額 | | むし歯等の学校病に限ります。 「こども医療費助成制度」の利用を優先してください。 |

報告第34号

令和5年度児童虐待通告受付等の状況について

令和5年度児童虐待通告受付等の状況について、次のように報告する。

令和6年6月25日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

令和5年度 児童虐待通告受付等の状況について

1 年度別児童虐待通告受付件数（本市受付分）

| 年 度 | R 1 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5（前年比件数，割合） | |
|-----|--------|------|------|------|-----------------|-----------------|
| 件 数 | 345件 | 233件 | 212件 | 289件 | 322件（+33件，+11%） | |
| 内 訳 | 市に通告 | 118件 | 155件 | 143件 | 192件 | 211件（+19件，+10%） |
| | 児相から送致 | 227件 | 78件 | 69件 | 97件 | 111件（+14件，+14%） |

2 虐待種別件数・割合

| 虐待種別 | 身体的虐待 | 性的虐待 | 心理的虐待 | 内 面 前DV | ネグレクト | 総数 |
|------|----------|--------|-----------|------------|----------|------------|
| R 4 | 76件（27%） | 1件（0%） | 141件（50%） | 69件（24%） | 65件（23%） | 283件（100%） |
| R 5 | 82件（26%） | 3件（1%） | 142件（45%） | 88件（28%） | 91件（29%） | 318件（100%） |

「総数」：通告受付件数から虐待非該当を差引いたもの

R 4：6件（身体1件，心理3件，ネグレクト2件），R 5：4件（心理2件，ネグレクト2件）

3 被虐待者年齢別件数・割合

| 年齢区分 | 0～3歳未満 | 3歳～6歳 （就学前） | 7歳～12歳 （小学生） | 13歳～15歳 （中学生） | 16歳～18歳 （高校生・他） |
|------|----------|----------------|-----------------|------------------|--------------------|
| R 4 | 82件（29%） | 104件（37%） | 75件（26%） | 17件（6%） | 5件（2%） |
| R 5 | 77件（24%） | 100件（32%） | 103件（32%） | 29件（9%） | 9件（3%） |

「年齢区分」：通告時年齢（小学生，中学生，高校生年齢での区分）

4 虐待者別件数・割合

| 虐待者区分 | 実母 | 実父 | 実母以外の 母親 | 実父以外の 父親 | その他 |
|-------|-----------|-----------|-------------|-------------|---------|
| R 4 | 177件（63%） | 91件（32%） | 0件（0%） | 8件（3%） | 7件（2%） |
| R 5 | 142件（45%） | 135件（42%） | 4件（1%） | 16件（5%） | 21件（7%） |

「その他」：祖母，祖父，実母のパートナー，実父のパートナー，叔父

5 通告者別件数・割合

| 通告者区分 | 近隣・知人 | 学校 | 幼稚園 保育園 | 病院 | 本人・親族 | 児童相談所 | 他市 | その他 |
|-------|--------------|--------------|-------------|-------------|-------------|---------------|--------------|--------------|
| R 4 | 49件 （17%） | 35件 （12%） | 16件 （6%） | 15件 （6%） | 23件 （8%） | 96件 （34%） | 42件 （15%） | 7件 （2%） |
| R 5 | 20件 （6%） | 48件 （15%） | 28件 （9%） | 11件 （3%） | 13件 （4%） | 111件 （35%） | 37件 （12%） | 50件 （16%） |

「その他」：児童福祉施設，児童委員，市関係課など

※ 「割合」については，少数第一位を四捨五入しているため，合計が100%にならない場合がある。

報告第35号

宇都宮市部活動地域連携・移行推進協議会の設置について
宇都宮市部活動地域連携・移行推進協議会の設置について、次のように報告する。

令和6年6月25日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

宇都宮市部活動地域連携・移行推進協議会の設置について

○ 趣旨

宇都宮市立中学校で実施する部活動の地域連携・地域移行にあたり、子ども達が「楽しさ」や「喜び」を感じる活動を、様々な選択肢の中から選ぶことができる状態を学校含めた地域全体で確保できるよう、学識経験者や部活動に関連のある団体関係者などから幅広く意見を聴取する宇都宮市部活動地域連携・移行推進協議会を設置することについて報告するもの

1 宇都宮市部活動地域連携・移行推進協議会の構成

(1) 人数 13人

(2) 構成

- | | |
|-------------|----|
| ・ 学識経験を有する者 | 2人 |
| ・ 学校関係者 | 3人 |
| ・ 運動団体関係者 | 3人 |
| ・ 文化団体関係者 | 3人 |
| ・ 地域・保護者関係者 | 2人 |

(3) 任期 委嘱の日から令和7年3月31日まで

2 意見を求める項目

- ・ 本市における部活動地域連携・移行に係る各種課題について
- ・ (仮称)宇都宮市部活動地域連携・移行推進方針の策定について

3 今後のスケジュール

7月3日 委員の委嘱

第1回宇都宮市部活動地域連携・移行推進協議会
(令和6年度は3回程度協議会を開催予定)

宇都宮市部活動地域連携・移行推進協議会委員

| 区 分 | 氏 名 | 役職名等 |
|-----------|--------|---------------------------------------|
| 学識経験者 | 横嶋 剛 | 日本女子体育大学 体育学部スポーツ科学科 教授 |
| | 斉藤 麗 | 作新学院大学 経営学部スポーツマネジメント学科 教授 |
| 学校関係者 | 束原 定雄 | 宇都宮市中学校長会 会長 旭中学校長 |
| | 森下 薫 | 宇河地区中学校体育連盟 会長 河内中学校長 |
| | 金橋 由美子 | 宇河地区中学校文化連盟 理事 雀宮中学校長 |
| 運動団体関係者 | 大豆生田 將 | 宇都宮市スポーツ協会 会長 |
| | 千賀 貴司 | 宇都宮市スポーツ振興財団 理事長 |
| | 宮本 榮子 | 総合型地域スポーツクラブ スポルトかわち「s h i p」 事務局長 |
| 文化団体関係者 | 赤澤 豊 | 宇都宮市文化協会 会長 |
| | 今泉 剛 | 栃木県吹奏楽連盟 副理事長 |
| | 内田 等 | 栃木県合唱連盟 副理事長 |
| 地域・保護者関係者 | 松嶋 裕美 | 陽南中学校魅力ある学校地域協議会 会長 |
| | 福田 治久 | 宇都宮市PTA連合会 会長 |

**第30回うつのみや百人一首市民大会，蓮生記念第11回全国競技かるた宇都宮大会の開催
及び市民大会第30回記念事業「ちはやふる展」の開催について**

第30回うつのみや百人一首市民大会

- 1 日時 令和6年10月27日（日），午前8時30分～午後4時00分
- 2 会場 ブレックスアリーナ宇都宮（宇都宮市体育館）
- 3 主催 うつのみや百人一首市民大会実行委員会
栃木県高等学校文化連盟小倉百人一首かるた専門部会
宇都宮・河内地区中学校文化連盟
- 4 協賛 宇都宮かるた会，宇都宮市小学校教育研究会，日本郵便株式会社，
栃木県中部郵便局長会，宇都宮市内郵便局
- 5 後援 栃木県教育委員会，宇都宮市民憲章推進協議会，宇都宮市文化協会ほか
- 6 競技区分・昨年度までの申込状況

| | 部 門 | 競技方法 | 第29回(R5) | | 第28回(R4) | | 第25回(R1) | |
|-----|----------------|---------|----------|------|----------|------|----------|------|
| | | | チーム数 | 申込者数 | チーム数 | 申込者数 | チーム数 | 申込者数 |
| 団体戦 | 小学生 (下学年) | チラシ戦 | 13 | 86 | 8 | 30 | 11 | 78 |
| | (上学年) | | 16 | 101 | 18 | 67 | 44 | 302 |
| | 中学生 | チラシ戦 | 9 | 40 | 14 | 49 | 28 | 125 |
| | 高校生 | 競技かるた形式 | 21 | 79 | 21 | 74 | 34 | 114 |
| | ファミリー | チラシ戦 | 8 | 26 | 6 | 22 | 2 | 7 |
| | ファミリー | チラシ戦 | 18 | 68 | 11 | 41 | 26 | 97 |
| | 初級 | | | | | | | |
| | 合計 | | 85 | 400 | 78 | 283 | 145 | 723 |
| 個人戦 | 初級クラス (経験者) | 競技かるた形式 | | 6 | | 8 | | 15 |
| | (初心者) | | | 16 | | 8 | | 30 |
| 総 計 | | | 85 | 422 | 78 | 299 | 145 | 768 |

蓮生記念第11回全国競技かるた宇都宮大会

- 1 日 時 ①令和6年9月8日（日），午前9時30分～午後8時（予定）
E級のみ
②令和6年10月26日（土），午前9時30分～午後9時（予定）
(A級：4段以上，B級：3段，C級：2段，D級：初段，E級：段位なし)
- 2 会 場 ①ユウケイ武道館（栃木県総合運動公園武道館）
②ブレックスアリーナ宇都宮（宇都宮市体育館）
- 3 主 催 宇都宮かるた会，うつのみや百人一首市民大会実行委員会
- 4 公 認 (一社)全日本かるた協会
- 5 後 援 宇都宮市，宇都宮市教育委員会
- 6 参加実績 令和5年度 846人，令和4年度 441人，令和元年度 1,030人

市民大会第30回記念事業 「ちはやふる展」

1 事業概要

講談社コミックス「ちはやふる」の原画及び原画データを使用した原画展と複製原画展の開催

2 目的

「ちはやふる展」の開催により、「百人一首のまち うつのみや」の認知度を向上させるとともに、大会への来場、観覧を促し、市民の百人一首への興味関心を高め、競技かるた人口の増加を図る。

3 本企画展スケジュールおよび展示イメージ

会場①：宇都宮市移住定住相談窓口「miya come」(Utsunomiya Terrace 3階)

展示期間：令和6年7月1日(月)～9月2日(月)

※7月1日～7月31日⇒第1弾 8月1日～9月2日⇒第2弾 各弾で展示内容を変更する

展示箇所



展示物

- 漫画「ちはやふる」複製原画 (各弾で内容変更)
- タペストリー (第2弾のみ)
- 著者挨拶パネル
- 著者紹介パネル
- 漫画「ちはやふる」10巻程度
- 百人一首普及啓発ポスター
- 百人一首普及啓発パネル
- 市民大会募集要項

会場②：宇都宮市立南図書館内の展示ケース

展示期間：令和6年10月1日(火)～10月31日(木)

展示箇所



展示物

- 漫画「ちはやふる」複製原画
- タペストリー
- 著者挨拶パネル
- 著者紹介パネル
- 百人一首普及啓発ポスター

会場③：ブレックスアリーナ宇都宮

展示期間：令和6年10月26日（土）～27日（日）

（※26日⇒全国競技かるた大会 27日⇒百人一首市民大会）

展示箇所

1階 ①：体育館玄関
②：玄関右側階段前

2階③：ホール北側

展示物

- ・漫画「ちはやふる」原画
- ・漫画型巨大パネル
- ・等身大パネル
- ・著者挨拶パネル
- ・著者紹介パネル
- ・百人一首普及啓発ポスター

